慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

| | |
|---|---|
| Title | 千九百二十一年亜米利加合衆国緊急関税法制定に就て（其一） |
| Sub Title | |
| Author | 水野, 智彦 |
| Publisher | 慶應義塾理財学会 |
| Publication year | 1921 |
| Jtitle | 三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.15, No.9 (1921. 9) ,p.1267(55)- 1289(77) |
| JaLC DOI | |
| Abstract | |
| Notes | 雑録 |
| Genre | Article |
| URL | https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19210901-0055 |

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

慶應義塾大學教授 西本辰之助先生著

# 會社法

菊判脊革上製本 定價金四圓 內地送料金拾八錢

最新版

慶應大學に於て多年商法講座を擔任せらるゝ西本先生の新著に係り、商法會社編の規定を詳論せられたる良書にして、特に各國の立法例を參酌し、又內外の學說判例を引證し、凡百の疑義を解き盡す。眞に商法研究家必讀の書たり。

東京神田 仲猿樂町 巖松堂書店 振替東京 六五五六

雜錄

千九百二十一年亞米利加合衆國

## 緊急關稅法制定に就て（其一）

在紐育 水野智彥

千九百二十一年三月四日ウイルソン政府を繼承せる大統領ハーディングの共和黨政府は米國史上未だ嘗つて見ざる難局に遭遇せり。外交に於ては平和會議の折衝あり、財政に於ては稅制改革の難問あり、加ふるに時は偶々世界的不況の渦中にあれば鐵道、船舶、工業、農業凡ての方面に於て政府の施設を待たざるものなし。殊に國際商業に於ては戰亂の禍害最も甚しく、政府の政策の適否は永く米國產業界の運命をも左右すべき境遇に有るを以て政府も英意之に力を致し、四月十二日第六十七議會を召第するや、第一に議したるものは關稅に關する緊急問題なりき。其後引續き今尙一般關稅の改正を行ひつゝ有るを以て關稅政策の全部は未だ完成せりと云ふを得ざれ共、所謂緊急關稅法として研究せられたる問題は去る五月二十七日大統領の署名を經て、公布せらるゝに至れり。該關稅問題は對米貿易の研究資料として多少興味ある問題なれば、聊か見聞したる所を記るすこととしたり。

### 第一、米國の財政上に於ける關稅收入の地位

米國の關稅改正を論ずるに當り、先づ豫め承知すべき事は、米國の財政上に於ける關稅收入が列國の財政に於けるそれより遙に重大なる關係を有する事實にして、米國の財政は其財源豐富なれ共其多くは各洲の政府並に民間の事業に奪はれ居るを以て、中央政府の財源としては所得稅の他は主として關稅に依らざる可からず、是中央集權を標榜する共和黨政府にとりて特に關稅改正が重要なる所以の一なり。

千九百十年より千九百十七年即ち米國の歐洲戰爭參加の年に至る八ヶ年の關稅收入と所得稅

其他の內國收入との比較を見るに

| 年度 | | 關稅收入 弗 | 內國收入 弗 |
|---|---|---|---|
| 一九一〇 | | 三三三、六八三、四四五 | 二八九、九五七、二二〇 |
| 一九一一 | | 三一四、四九七、〇七一 | 三三三、五二六、二九九 |
| 一九一二 | | 三一一、三二一、六七二 | 三二一、六一五、八九四 |
| 一九一三 | 民主黨關稅改正 | 三一八、八九二、三九六 | 三四四、四二四、四五三 |
| 一九一四 | 歐洲戰爭開戰 | 二九二、三二〇、〇一五 | 三八〇、〇〇八、八九三 |
| 一九一五 | | 二〇九、七八六、六七二 | 四一五、六八一、〇二三 |
| 一九一六 | | 二一三、一八五、八四六 | 五一二、七二三、二八七 |
| 一九一七 | 合衆國戰爭參加 | 二二五、九六二、三九二 | 八〇九、三九三、六四〇 |

右の表中千九百十四年以後關稅收入が甚しく減少せるは其前年に於けるウイルソン民主黨政府の關稅改正並に歐洲戰亂の結果にして、元來の理想には反すれ共然も尙關稅收入が經常收入の主要なる部分を占むる點に於ては變らざるを知るべし。

千九百十七年米國の參戰以後の財政に於ては歐洲よりの輸入が益々衰微せる外に戰時稅殊に公債の收入著しく增加せるを以て、總歲入に對する關稅收入の比例は甚しく下落し、最早財政上關稅收入の重要なる地位を認むる事能はざるに至りたるも、之異例にして常態に非ざるなり。

千九百十七年以後に於ける歲入の內容を分解すれば明に右の事實を認むべし。即ち次の如し。

| | 一九二〇年 弗 | 一九一九年 弗 | 一九一八年 弗 | 一九一七年 弗 |
|---|---|---|---|---|
| 關稅 | 三三二、九〇二、六五〇 | 一八四、四五七、八六七 | 一七九、九九八、三八三 | 二二五、九六二、三九二 |
| 所得稅並ニ戰時利得稅 | 三、九四四、九四九、二八八 | 三、〇一八、七八三、六八七 | 二、三一四、〇〇六、二九三 | 三六〇、〇〇六、一四二 |
| リバテイー公債 | 五、五七六、〇五〇 | 七、八九九、六〇六、九五七 | 七、五六六、〇三五、八一二 | 一、三八五、〇一八、七五六 |
| ビクトリー公債 | 一、〇二七、五四六、〇七三 | 三、四六七、八四〇、九五六 | — | — |
| 政府特別借入金 | 一四、七二八、七二五、九六九 | 一七、一八二、二四四、三九〇 | 八、七九〇、七三二、〇〇〇 | 九一八、二〇五、〇〇〇 |
| 大藏省證券 | 二、五〇七、七二〇、三八九 | 二、七五五、一一〇、六三四 | 一、五〇八、一〇六、六一〇 | 五八五、九四八、一〇二 |
| 其他雜收入 | 二二、五四七、四二〇、四一九 | 三四、五〇八、〇四四、四九一 | 二〇、三五八、八七九、〇九八 | 三、四七五、一五九、九三五 |
| 合計 | | | | |

現狀に於て米國は尙戰後の經營に多額の資金を要するを以て俄に戰前の狀態に復する事難かるべしと雖も、千九百二十二年以後次第に關稅收入が其重要なる地位を恢復し來るは明にして四月十二日議會に於ける施政方針の演說中にも大統領は右の理想を宣言し居れり。

## 第二、貿易に於ける米國產業の境遇

次に現在の米國關稅問題を論ずるに就て知るべき事は、國際貿易上に於て米國產業の有する特種なる狀態なり。

即ち之に二あり。其一は歐洲諸國と米國との勞銀の甚だしき懸隔にして、其二は歐洲諸國宛爲替相場の暴落なりとす。

（其一）勞銀の高低は其能率及び勞銀以外の生產原價と互に關聯しつゝ生產費に影響するものなれば、異れる二國の勞銀を比較研究する場合に單に其表面の金額のみを以て比較するは正鵠を得たるものには非ず。殊に現今の如く爲替相場が異常に變動する場合に、單に一時期の爲替相場にて換算して得たる數字を以て論ずるは元より充分に非ざれ共、玆には大體の觀念を得れば足るを以て、普通の方法に從ひて

二三の實例を引用せんに、米國關稅委員會は左記の如き表を發表せり。

| | | |
|---|---|---|
| 製鐵工場勞働 | 合衆國（一週） | 三〇、〇〇弗 |
| | ノールウエー（同） | 一六、八六弗 |
| | スウエーデン（同） | 一六、三八弗 |
| | 佛蘭西（同） | 一二、九六弗 |

| | | |
|---|---|---|
| 者獨逸（同） | | 四、四〇弗 |
| 米國 | スピンナー（男） | 四七、五〇弗 |
| | 同（女） | 四二、七〇弗 |
| | ウイーバー（男） | 五七、三〇弗 |
| | 同（女） | 五二、八〇弗 |
| 伊太利 | スピンナー（男） | 三一、〇〇弗 |
| | 同（女） | 二六、一七弗 |
| | ウイーバー（女） | 二四、五三弗 |

右の比較表に於て合衆國の金額は、U. S. Steel Co. に屬する不精練勞働者の千九百二十年末の日給五弗〇六仙を基礎とし合衆國以外の國に於ては略之に對應するものを採用したるものなり。

又英國勞働局の發行する Labour Overseas に據りても、獨逸 Saar Destrict に於ける製鐵會社の勞銀は一時間四、九〇馬克乃至五、五〇馬克なるを以て、一日八時間、一週六日間の勞働時間とすれば週給二百六十馬克にして、之を千九百二十年末の換算相場を以て換算すれば前表と略同一の金額を得べし。

製布業に就て見ても米國と獨逸或は伊太利との間には甚しき勞銀の相違あり。

米國勞働局は千九百二十年末に於ける合衆國 New Jersey 地方の一週間勞銀を次の如く報じ居れり。

英國勞働局の調査に據るに、伊太利の製布工場はウィーバーに一日八、七〇リーラを支拂ひスピンナーには九、二八リーラ乃至一一、〇〇リーラの日給を支拂ひ居れるを以て、一週を六日とし、昨年末の爲替相場四、七仙を以て換算すれば次の如き割合となるべし。

之に比すれば獨逸の勞銀は遙に低廉なり。獨逸 International Federation of Textile Association の統計に據るに、サクソニア地方の千九百二十年末の勞銀は、スピンナー（男）一週二百四十一馬克、ウイーバー二百二馬克（男）乃至百七十五馬克（女）なるを以て、之を當時の相場一、六仙を以て換算すれば次の如し。

| | | |
|---|---|---|
| 獨逸 | スピンナー（男） | 三、八六弗 |
| | ウイーバー（男） | 三、二三弗 |
| | 同（女） | 二、八〇弗 |

他の工業會社或は工場外の勞銀も大凡之等の比例に準ずるを以て、輿論は米國の産業は到底之等低廉なる勞銀に對抗する能はずとなし、一齊に保護關稅率の引上を要求するに至れり。商務大臣フーバーも保護關稅政策の主唱者にして、屢々其說を公にし、關稅率の引上げを以て勞銀の降落を防ぎ、國民生活の昇進を計る最良の手段なりと唱へ居れり。是れ今日の關稅改正が特に重大なる意義を有する理由の二なり。

（其二）　歐洲諸國宛爲替相場の暴落は云ふ迄も無く戰亂の貿易上に及ぼしたる影響中最も顯著なる事實にして、獨逸の馬克は平準價の約十五分の一に、佛蘭西の法は平準價の約三分の一に、伊太利のリーラは平準價の約四分の一に下落したり。露西亞の留、墺太利のコロナ等に至りては殆んど價値を有せざるに近し、世界金融の中心地を以て目さるゝ英國と雖、倫敦宛爲替相場は本年四月米國議會開會の當時平準價を降る事二割にして、其後尙漸次降落の傾向を示せり。

斯の如き爲替相場の暴落は、一國內に於ては財政狀態の不健全を意味し、產業發達の實質上何等喜ぶべき現象に非ざれども、過々國際貸借の決濟に於ては歐洲諸國より米國への輸出貿易を極端に有利ならしめ、米國產業の存在を脅かすに至れり。

之れ現在の關稅問題が特に重大なる意義を以て目さるゝ所以の三なり。此事に就ては後段更に法案に據つて說明すべし。

## 第三、緊急關稅の意義（Emergency Tariff Act）

國產の保護は元來共和黨の一綱領にして、千九百〇九年大統領タフトの共和黨政府が既に世界に稀なる高率の保護關稅を設けたりしを、千九百十三年ウイルソンの民主黨立つに及びて現在の率に輕減したるものなり。

然るに今回ハーディングの共和黨政府は戰亂の餘波を受けて凡ての產業が特に保護關稅を要求する時機に臨みたれば、恐らくタフト以上の高率關稅を設くべしとは何人と雖期待する所なりと雖、一般關稅の改正は實に厖大なる立法事務にして若し之が影響する所を詳細に研めんと欲すれば到底短日月の間に企て及ぶ所に非ざるなり。

曾つて千九百〇九年タフトが關稅の改正を行ひたる時は其迅速なりし點に於て、最近のレコードと稱せらるれども然も之を公布したるは八月五日のことなり。次で千九百十三年ウイルソンが關稅改正を行へる時は、前例に遲るゝ事二ヶ月、即ち十月三日を以て公布し、其翌々十月五日を以て施行の第一日と定めたり。（註一）平時に於てすら尙且斯の如し、謂はんや、今日の如く經濟事情の錯雜纏綿せる時代に於ては如何に政府が全力を傾注するも、十月以前に於て一般關稅の改正を完了すべしとは思はれず。然るに、一方低廉なる外國品は滔々として國內に侵入し、物價の暴落を助け、產業の不振を誘致するを以て、今は一般關稅の改正を俟ちて初めて事を決すべき時に非ず。此に於てか、緊急を要する關稅法の一部改正を實行し以て一時の急に處せんとするものなり。

【註一】本邦に於ては內閣の交迭に一定の期日無けれ共、合衆國に於ては大統領の選擧は選擧年の十一月第一月曜後の第一火曜日にして、內閣の交迭は選擧の翌年の三月四日なれば、從つて關稅改正の時期も大凡算定する事を得るものなり。

## 第四、緊急關稅法の內容

千九百二十一年四月十二日第六十七議會が受領したる關稅に關する緊急法律案三あり。農產物保護關稅法案、ダンピング禁止法案、並に爲替換算率制限に關する法律案是れなり。右三個の法律案は四月十五日下院を通過し、直ちに上院關稅委員會に廻附せられたり。然るに上院關稅委員會は、農產物保護關稅及びダンピング禁止法案の二件は上院の議題となすに決したれども、爲替換算率制限に關する法律案は委員會に於て之を否決せり。故に五月十日上院の日程に上りたる法案中下院より廻附せられたるは農產物保護關稅法案並びにダンピング禁止法案の二つにして、其他に下院通過以後上院に於て追加せられたる關稅に關する法律案は關稅賦課の標準變更に關する法案、爲替相場決定の方法に關する規定、並に染料及化學藥品輸入取締に關する法案の三にして、五月十一日上院を通過したり。

右の法案中には前述の如く下院を經由せざるもの有るを以て、同日之を一括して上院下院聯合委員會に送り、委員會は之に一部の修正を加へて、五月二十二日兩院の協贊を受け、更に五月二十七日大統領の署名を經て公布施行せらるゝに至れり。

之等の條例は廣義に於ては總稱して緊急關稅法（Emergency Tariff Act）と呼ばるれども、其實は數種の法律の合併したるものにして、此內農產物保護關稅法は其單獨の名稱を"Emergency Tariff Act"と云ひダンピング禁止法は其單獨の名稱を"Antidumping Act, 1921"と云ひ、最後の染料及化學藥品輸入取締法は、"Dye and

Chemical Control Act, 1921.”と稱す、其他の規定に關しては單獨の名稱無きを以て單に“Emergency Tariff Act. Approved, May 27, 1921.”と稱するの外なし。

## 第五、農產物保護關稅法

米國の如き農產物を世界に供給する國に於て農產物に保護關稅を課せんとするは一見奇異の觀ありと雖、此說が當路者の間に認められたるは前期の議會開會中にして既に兩院の協贊を得たるも大統領ウイルソンの拒む所となり、荏苒時日を經過して今日に及びたるものなり。

法案の內容は小麥、綿花、羊毛、砂糖、玉蜀黍、馬鈴薯、牛羊、其他合計二十八種より成る主要農產物の保護關稅にして、從來之等の農產物は多くは無稅品にして其關稅を有する物と雖殆ど無稅に近き程の低率なりき。

然れども戰前に於ては世界の市場、需給略ぼ均衡を得て、米國は常に供給者として優秀の地位を占め、戰時に於ては歐洲の戰場に廣大なる消費地を有したれば、各國共に農產物の聚集に勉めたるを以て需要は多く、市價は高く、米國自らも亦多くの兵糧を戰場に輸送するの地位にありたれば外國品の流入の如き毫も憂ふるに足らざりしなり。

然るに戰爭終熄し、各國各々其本來の產業に歸復するや、需要は始めの如く盛ならず、加ふるに歐洲諸國財力全く衰へて金融にも便ならざるに至りたれば、勢ひ世界の餘剩は獨り米國に集るの外路無きに至り、小麥、馬鈴薯、砂糖、綿花、何れも千九百二十年の輸入額は前年の額を凌駕せり。

最近三ヶ年の統計次の如し。

| 年度 | | | |
|---|---|---|---|
| 馬鈴薯輸入高 | 一九一八 | 一九一九 | 一九二〇 |
| 馬鈴薯輸入單位 | 四三六、二一四 | 五、五三四、四七二 | 六、〇三一、五九七 |
| 小麥輸入高 | 一七、〇三五、九八六 | 七、九一〇、七〇一 | 三五、八四八、六四八 |
| 小麥輸入單位 | 五、一六六、八四〇、八七二 | 七、〇一九、六九〇、四七五 | 八、〇二八、六六九、〇七五 |
| 甘蔗糖輸入高 | 二二、六八四、〇九二 | 一七五、三五八、三六八 | 二九九、九九四、三七八 |
| 甘蔗糖輸入單位 | ブッシエル | ブッシエル | ブッシエル |
| 綿花輸入高 | | | |
| 綿花輸入單位 | ブッシエル | ブッシエル | ブッシエル |

右の表に據りて明かなるが如く、戰後農產物の輸入高は其量に於て著しき增加を示せり。而も右の輸入增加は實際の需要に由りたるに非ずして價格の關係或は金融の得失等全く外界の事情に支配せられたるもの多ければ、壓迫は單に量の上のみに非ずして、價格の上にも存す特に小麥の如き輸入は增加したりと雖も、米國內に產する量に比すれば一割にも達せず、而も尙其輸入品の壓迫を受くるは價格の點に存せずんば非ざるなり。

左に最近に於ける輸入農產物價格暴落の現狀を示さん。

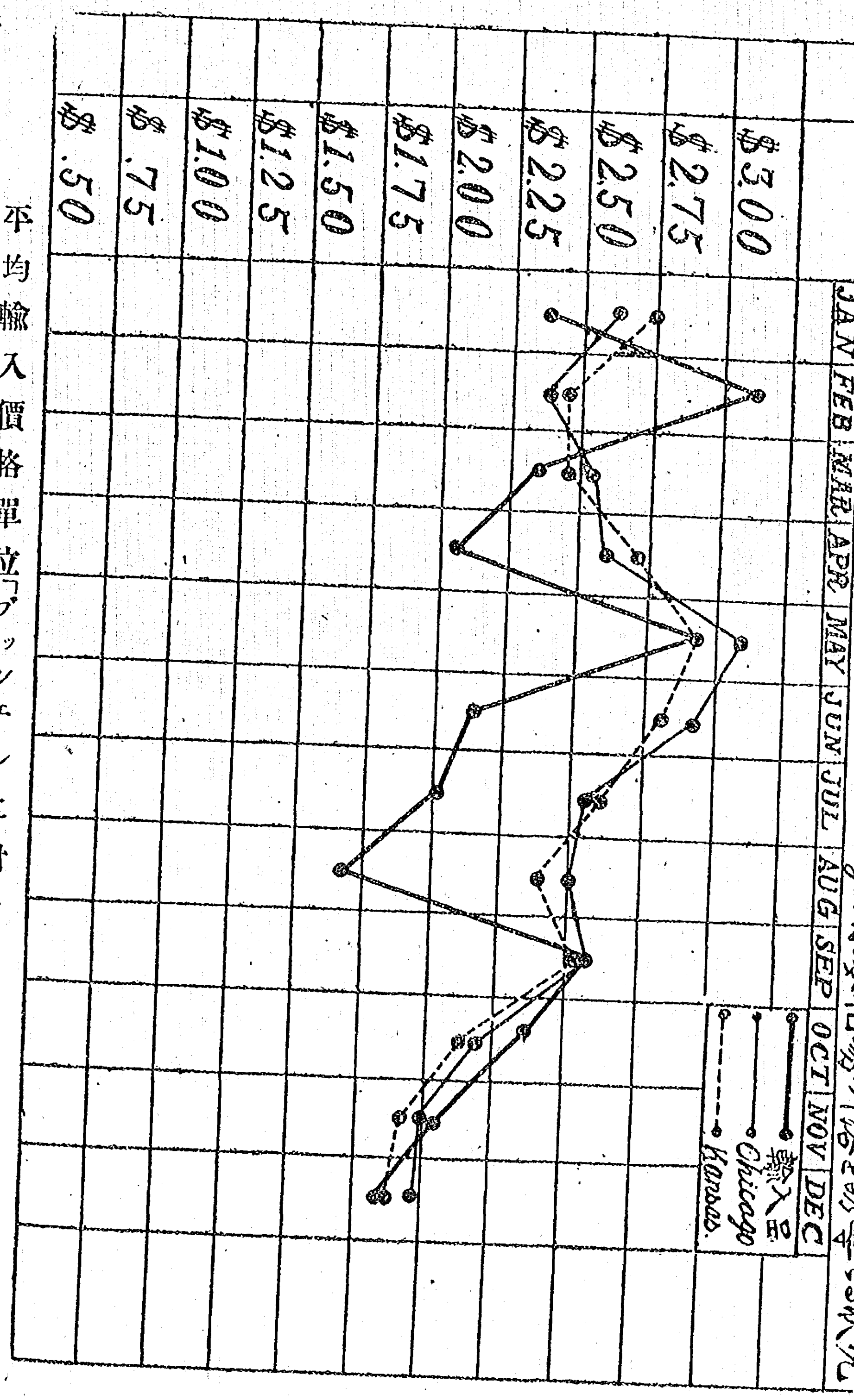


平均輸入價格單位「ブッシェル」に付き

| 年度 | 小麥 | 馬鈴薯 | 綿花 | 羊毛 | 甘藷 |
|---|---|---|---|---|---|
| 一九一四 | 八九仙 | 四六仙 | 一六仙 | 二四仙半 | 二仙 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 一九一六 | 一弗一仙半 | 六三仙 | 一三仙 | 二八仙 | 三仙半 |
| 一九二〇 一月 | 二弗三〇仙 | 一弗七五仙 | 四七仙半 | 四四仙半 | 一〇仙 |
| 二月 | 三弗一三仙 | 二弗六仙 | 四八仙 | 六一仙 | 九仙半 |
| 三月 | 二弗三〇仙 | 二弗一一仙 | 四三仙 | 六六仙半 | 八仙半 |
| 四月 | 二弗四仙 | 二弗六〇仙 | 四五仙 | 五〇仙 | 十仙 |
| 五月 | 二弗八六仙 | 二弗九八仙 | 四九仙半 | 六〇仙半 | 一二仙半 |
| 六月 | 二弗一六仙 | 三弗二仙 | 五四仙 | 六六仙 | 一六仙 |
| 七月 | 二弗 | 二弗七三仙 | 六〇仙 | 六〇仙半 | 一六仙 |
| 八月 | 一弗六九仙 | 一弗五九仙 | 六九仙 | 四九仙半 | 一六仙 |
| 九月 | 二弗五四仙 | 一弗四仙 | 五四仙半 | 四三仙半 | 一五仙 |
| 十月 | 二弗三一仙 | 八九仙半 | 三一仙半 | 四〇仙 | 一四仙 |
| 十一月 | 二弗五仙 | 九四仙半 | 二九仙 | 二七仙半 | 一一仙 |
| 十二月 | 一弗八〇仙 | 九六仙 | 二九仙 | 二四仙 | 一〇仙 |
| 一九二一 | 一弗五三仙 | 六〇仙半 | 二二仙半 | 二〇仙 | 五仙 |

從つて米國農產物市場の受けたる打擊は、輸入高增加の割合に比し遙に激烈にして之が爲に南部の綿、中部の小麥の如き米國財界の原動力を爲す主要產業が沈衰して一般の不況を益々危險に導びくに至れり。

故に之等の農產物に輸入關稅を設けて其輸入を抑制するの必要を生じたるなり。

定むる所の稅率は次の如し、

緊急關稅法、第一章

本法施行ノ日ヨリ以後六ヶ月間（註二）左記ノ貨物ヲ外國ヨリ亞米利加合衆國或ハ其領土內（但シヒッリピン諸島、バージン諸島、及びガム島並ニトゥートゥーイラ島ヲ除ク）ニ輸入シタル場合ハ以下各項ニ揭クル輸入稅ヲ賦課ス。

［註二］六ヶ月と限定したるは六ヶ月以後には一般關稅の改正を完了して一般關稅の規定を適用する希望を存するが故なり。

| 番號 | 品名 | 單位 | 稅率 |
|---|---|---|---|
| 一 | 小麥 | 毎ブッシェル | 三十五仙 |
| 二 | 小麥粉及ビセモリナ | 從價 | 二割 |
| 三 | 亞麻仁 | 毎五十六封度入ブッシェル | 三十仙 |
| 四 | 玉蜀黍 | 毎五十六封度入ブッシェル | 十五仙 |
| 五 | 大豆 | 毎封度 | 二仙 |
| 六 | 落花生 | 毎封度 | 三仙 |
| 七 | 馬鈴薯 | 毎六十封度入ブッシェル | 二十五仙 |
| 八 | 洋葱 | 毎五十七封度入ブッシェル | 四十仙 |
| 九 | 精米 | 毎封度 | 二仙 |
| | 鑵詰用精米 | 毎封度 | 一仙 |
| | 玄米 | 毎封度 | 一、四分三仙 |
| | 米粉 | 毎封度 | 四分ノ一仙 |
| 十 | レモン | 毎封度 | 二仙 |
| 十一 | 落花生油 | 毎ガロン | 二十六仙 |
| | 棉子油 | 毎ガロン | 二十仙 |
| | 大豆ソーヤビーン）油、（橄欖油、（檀詰）オリーブ油 | 毎ガロン | 二十仙 |
| | オリーブ油（五ガロン以下ノ小鑵入） | 毎ガロン | 四十仙 |
| 十二 | 牛 | 從價 | 三割 |
| 十三 | 綿羊 一歳以上 | 毎頭 | 二弗 |
| | 綿羊 一歳未滿 | 毎頭 | 一弗 |
| 十四 | 生鮮ナルモノ或ハ冷藏ノ牛肉稚牛肉羊肉豚 | 毎封度 | 二仙 |
| | 其他ノ肉 | 從價 | 二割五分 |
| 十五 | 培殖ヲ目的トスル牛、綿羊其他ノ動物 | 無稅 | |
| 十六 | 棉花 一吋三分ノ八以上ノ纖維ヲ有スルモノ | 毎封度 | 七仙 |
| 十七 | 前項ノ棉花ヲ以テ作リタルモノ | 毎封度 | 七仙 |
| 十八 | 織物用、綿羊毛駱駝毛兎毛及ビアルパカ洗淨セサルモノ | 毎封度 | 十五仙 |
| | 洗淨シタルモノ | 毎封度 | 四十五仙 |
| 十九 | 前項ノ獸毛ニシテ洗淨以上ノ工程ヲ經由セルモノ | 毎封度 | 現行關稅率ニ追加四十五仙 |
| 二十 | 砂糖、シーラプ、メラゴ Polariscope 試驗ニ於テ七十五度以下ノモノ | 毎封度 | 一、百分ノ六仙 |
| 二十一 | バター | 毎封度 | 百分ノ四仙 |
| 二十二 | チーズ | 毎封度 | 六仙 |
| 二十三 | 牛乳生鮮ナルモノ | 從價 | 三割三分 |
| | 牛乳クリーム | 毎ガロン | 二仙 |
| | 牛乳貯藏シタルモノ又ハコンデンスシタルモノ | 毎ガロン | 五仙 |
| 二十四 | 乳糖 | 毎封度 | 二仙 |
| 二十五 | ラッパー煙草及ビパーラー煙草ニシテ葉柄ヲ切リ落シタルモノ | 毎封度 | 三弗三十五仙 |
| | ラッパー煙草及ビパーラー煙草ニシテ葉柄ヲ切リ落シタルモノ | 毎封度 | 三十五仙 |
| | ラッパー煙草及ビパーラー煙草ニシテ葉柄ヲ切リ落シタルモノ | 毎封度 | 五十仙 |
| 二十六 | 林檎 | 毎ブッシェル | 三十仙 |
| 二十七 | 櫻ノ果實 | 毎ブッシェル | 三十仙 |
| 二十八 | オリーブ漬タルモノ | 毎封度 | 二十五仙 |
| | オリーブ漬ザルモノ | 毎封度 | 三仙 |

右保護關稅の制定に由りて、如何なる程度迄市況の恢復を見るべきかは自ら異說の存する所。實際の效果如何は後日改めて論せざる可からざるも、五月の小麥市價は既に右關稅の影響を受けて多少の騰貴を見たり。

小麥卸賣相場（單位Bushel）

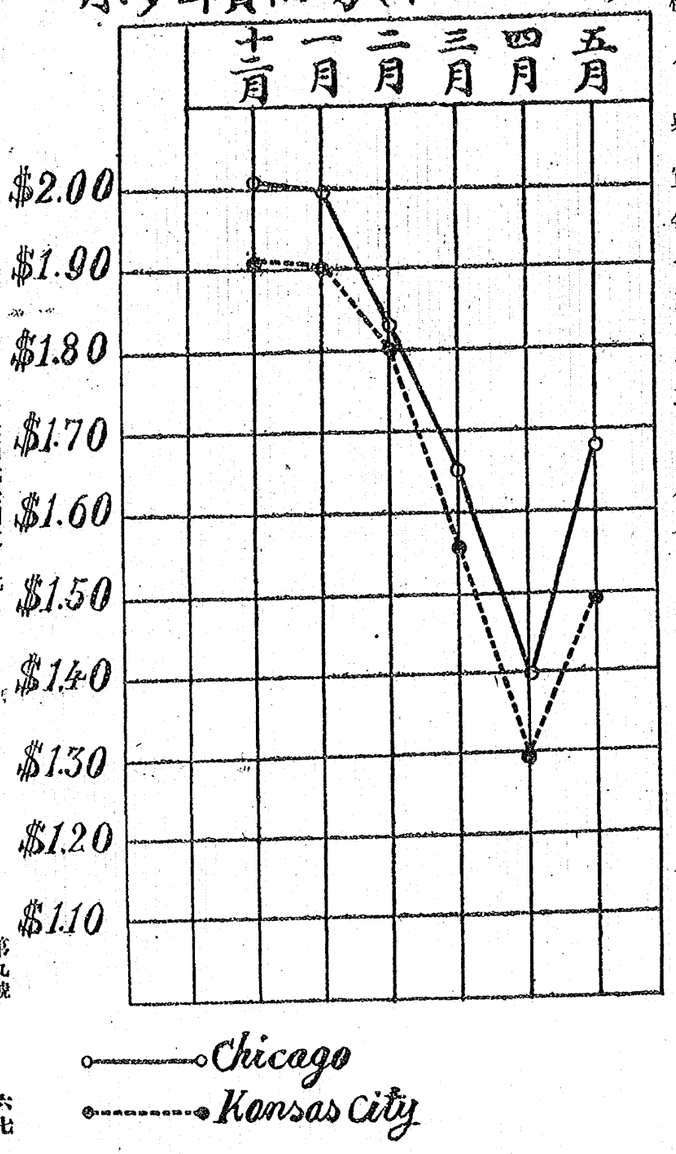

## 第六、ダンピング禁止法（Anti-dumping Act, 1921）

緊急關稅法の第二章は、ダンピング禁止法なり。

現行のアンダーウード關稅法（千九百十三年制定）は、從價稅賦課の標準を輸出國の市價に置き、若し Invoice の價格が輸出國の市價よりも低廉なるを發見したる場合は、稅關價格評定官吏（Appraiser）の認むる評定價格に對して徵稅すると同時に、市價とインボイス價格との差額に應じて定率の罰金を課する規定あれども、此規定は單に關稅の逃脫を防ぐ精神に基きたるものにして毫もダンピングに對する觀念を含まざるを以て、一旦適法に通關したる後に於ては如何に之を處分するも全く自由にして何等拘束する所無し。

故に低廉なる外國品の輸入に由る內國生產業の被害を防止せんとする關稅改正の主旨に基けば、ダンピングに對しても豫め備を爲すの必要を感ずるは理論上正當にして近くカナダ及びスペインに於ても之に類する前例あり、英國も亦ダンピングに對する條例を制定しつゝあり。

米國のダンピング禁止法の內容は次の如し。

緊急關稅法第二章ダンピング禁止法

第一、凡テ如何ナル場合ヲ問ハズ大藏大臣（The Secretary of the Treasury）ニ於テ取調ベノ結果、合衆國內ニ產スル商品ト同種或ハ類似ノ外國商品ガ合衆國內ニ輸入セラレ合衆國內或ハ其他ニ於テ正當ノ價格（Fair value）以下ノ價格ヲ以テ販賣セラルヽカ或ハ販賣セラレントスル爲ニ合衆國ノ產業ガ被害（Injured）ヲ蒙ルカ、或ハ被害ヲ蒙ラントスルカ、又ハ其設立ヲ阻害セラレタル事實ヲ認メタル時ハ、其事實ヲ必要ト認ムル範圍ニ公表シ、併セテ適用セラルヽ品名ヲ發表シテ稅關評價官吏ノ參考ニ便ナラシムルコト。

第二、凡テ如何ナル場合ヲ問ハズ大藏大臣ノ公表セザル商品ニシテ其購買價格（Purchase Price）又ハ輸出者ノ賣價（Exporter's Sales Price）ガ輸出國ノ市價（市價ナキ場合ハ生產費）ヨリ低廉ナルカ或ハ低廉ナラントスル事實アル事ヲ「インボイス」其他ノ書類或ハ其他ニヨリテ信スベキ理由アル場合ハ、稅關評價官吏或ハ評價官吏ノ職務ヲ行フ者ハ、大藏大臣ノ定ムル規定ニ從ヒ其旨ヲ大藏大臣ニ報告シ、大藏大臣ノ指揮或ハ第一ノ規定ニ從フ大藏大臣ノ公表アル迄、評價報告ヲ稅關長ニ提出スベカラズ、（註三）

（註三）右第二の規定は原案中には條文存せざりしが五月十八日上院下院聯合關稅委員會に於て追加せられたるものなり。

第三、有稅品ナルト無稅品ナルトヲ問ハズ凡テ第一ノ規定ニ從ヒテ大藏大臣ノ公表シタル商品、或ハ第二ノ規定ニ從ヒテ稅關評價官吏、或ハ評價官吏ノ職務ヲ行フ者ガ評價報告ヲ保留セル商品ニシテ其購買價格或ハ輸出者ノ賣價ガ輸出國ノ市價（市價ナキ場合ハ生產費）ヨリ低廉ナル場合ハ法律ニ定ムル輸入稅ノ外ニ追加シテ其差額ニ等シキ金額ヲ特別「ダンピング」稅トシテ徵收ス。

（註四）

（註四）$\left\{\begin{array}{l}\text{輸出國ノ市價}\\ \text{或ハ生產費}\end{array}\right\}-\left\{\begin{array}{l}\text{購買價格或ハ}\\ \text{輸出者ノ賣價}\end{array}\right\}=\text{特別ダンピング稅}$

第四、若シ其購買價格ト輸出國ノ市價トノ相違スル理由ノ一部或ハ全部ガ卸賣ノ量ノ相違ニ存シ、其商品或ハ類似ノ商品ガ普通ノ取引ニ於テ米國ヘ輸出スル目的ヲ以テ何人トモ自由ニ取引セラルヽ數量ガ其商品或ハ

類似ノ商品ガ普通ノ取引ニ於テ內國消費ノ目的ヲ以テ何人トモ自由ニ取引セラルヽ卸賣ノ數量（內地消費ノ卸賣ナケレバ合衆國以外ノ外國ヘ輸出スル量）ヨリ大ナルニ因ル事ヲ評價官吏ノ滿足スル程度ニ證明シ得ル場合ハ適當ノ價格ヲ減シテ本法ヲ適用ス。

第五、若シ輸出者ノ賣價ト輸出國ノ市價トノ相違スル理由ノ一部、或ハ全部ガ卸賣ノ量ノ相違ニ存シ、其商品或ハ類似ノ商品ガ合衆國內主要市場ニ於テ普通ノ取引ニ於テ何人トモ自由ニ取引セラルヽ數量ガ、其商品或ハ類似ノ商品ガ輸出國ノ主要市場ニ於テ普通ノ取引ニ於テ何人トモ自由ニ取引セラルヽ數量ヨリ大ナルニ因ル事ヲ評定官吏ノ滿足スル程度ニ證明シ得ル場合ハ適當ノ價格ヲ減シテ本法ヲ適用ス。

第六、本法ニ於テ輸入商品ノ購買價格ト稱スルモノハ輸出ニ先立チテ輸入者、或ハ其者ノ勘定ヲ以テ輸入スル者ニヨリテ買取ラレタルカ、或ハ買取ノ豫約ヲ受ケタル賣買價格ニシテ、若シ右ノ價格中ニ合衆國ニ輸出スルニ必要ナル凡テノ包裝荷造費ヲ含ミ居ラザル場合ハ之ヲ加ヘ、若シ右ノ價格中ニ合衆國ニ輸出スルニ必要ナル荷造包裝以外ノ費用、合衆國輸入稅、輸出地ヨリ合衆國內荷渡地ニ至ル運賃諸掛ヲ含ム場合ハ之等ノ金額ヲ減ス。

更ニ、右ノ價格中ニ合衆國ニ輸出スル爲ニ輸出國政府ニ徵收セラルヽ輸出稅ノ金額ヲ含ミ居ラザル場合ハ之ヲ加フ。

又右ノ商品ヲ合衆國ニ輸出スル爲ニ輸出國ニ於テ受クベキ輸入戻稅或ハ其商品ノ製造販賣ニ對シテ免稅セラルベキ金額ヲ含ミ居ラザル場合モ之ヲ加フ。

第七、本法ニ於テ輸出者ノ賣價ト稱スルモノハ、其者或ハ其者ノ勘定ヲ以テ合衆國ニ輸入シタル者ガ輸入ノ前或ハ後ニ賣却シタルカ、或ハ賣却ノ豫約ヲナシタル價格ニシテ合衆國ニ輸入スルニ必要ナル凡テノ包裝荷造費ヲ含ム、（一）右ノ賣價中ニ合衆國ニ輸入スル爲ニ必要ナル包裝荷造費以外ノ費用合衆國輸入稅、輸出地ヨリ合衆國內荷渡地ニ至ル運賃諸掛ヲ含ム場合ハ之ヲ減シ、（二）又合衆國內ニ於テ販賣スルニ必要ナリト認ムル口錢ヲ含ミ居ラバ之ヲ減シ、（三）合衆國內ニ於テ販賣セラルヽ他ノ類似商品ノ販賣費用ニ等シキ費用ヲ減シ、（四）又輸出國ニ於テ輸出稅ヲ徵收セラルヽ場合或ハ其商品ヲ合衆國ニ輸出スル爲ニ輸入戻稅ヲ受ケタル場合、又ハ合衆國ニ輸出スル爲ニ其商品ノ製造販賣ニ對シテ免稅セラルベキ金額ヲ含ミ居

第八　本法ニ於テ輸出國ノ市價ト稱スルモノハ、輸出ノ時ニ於テ輸出國ノ主タル市場ニ於テ何人ニ對シテモ自由ニ取引セラルヽ卸賣ノ價格（若シ內地消費ノ爲メ取引ナキ時ハ米國以外ノ外國ニ對スル輸出價格）ニシテ若シ右ノ市價ニ合衆國ニ輸出スルニ必要ナル包裝荷造費ヲ含マザル場合ハ之ヲ加フ。

但シ、輸出ノ時以前ニ於テ輸入者或ハ其者ノ勘定ヲ以テ輸入セラルヽ者ニヨリテ買ヒ取ラレタルカ、又ハ買取リノ豫約ヲ受ケタル場合ハ其契約成立ノ時ノ市價ニ依ルモノトス。

第九、本法ニ於テ生產費ト稱スルモノハ左記ノ原價並ニ諸費用ノ合計ヲ意味ス。

（一）製品ノ原料ノ價格、製品ニ混合シタル混合物ノ價格、其他一切ノ作業ニ要シタル費用並ニ勞銀ニシテ普通ノ意味ニ於テ輸出前ニ其製品ノ製造ニ必要ナリト認メ得ベキモノ。

（二）該商品ノ原價ノ一割ヲ超過セザル雜費用、

（三）合衆國ニ輸出スルニ必要ナル凡テノ包裝荷造ノ費用、

（四）（一）及ビ（二）記載セル原價並ニ費用ノ八分ヲ超過セザル範圍ニ於テ、之ニ類似スル商品ノ製造者ガ普通ニ計算スル利益ニ等シキ利益、

第十　本法ニ於テ輸出者ト稱スルハ其者ガ合衆國ニ其商品ヲ輸入スルカ、或ハ其者ノ勘定ヲ以テ合衆國ニ其商品ヲ輸入スル者ヲ云フ。

即チ、左記ノ內其一ツニ該當スル場合ハ輸出者ト稱ス。

（一）「其者」ガ輸出人、或ハ製造人ノ代理人或ハ首腦者ナル場合、又ハ

（二）「其者」ガ直接或ハ間接ニ持株、支配權、或ハ其他ノ方法ニヨリテ輸出人或ハ製造人ノ利益ヲ取得シ、或ハ之ヲ支配スル權利ヲ有スル場合、又ハ

（三）輸出人或ハ製造人ガ直接或ハ間接ニ持株支配權或ハ他ノ方法ニヨリテ「其者」ノ營業ノ利益ヲ取得シ、或ハ之ヲ支配スル權利ヲ有スル場合、又ハ

（四）如何ナル個人又ハ團體ニテモ「其者」ガ合同的或ハ各個的ニ直接或ハ間接ニ持株、支配權、或ハ其他ノ方法ニヨリテ自己ノ勘定ヲ以テ合衆國ニ輸入スル者ノ營業ニ對シ二割以上ノ投票權或ハ支配權ヲ有シ、且ツ輸出人或ハ製造人ノ營業ニ對シテモ二割以上ノ投票權或ハ支配權ヲ有スル場合、

以上はダンピング禁示法の骨子にして、右の外尙該法施行法に類する規定には、例へばダンピングの疑を以て收容せられたる商品の通關に關する規定、評價官吏の責任事項に關する規定、異議申請に關する規定等あれども餘り重要ならざるを以て省略す。

## 第七、ダンピング禁示法の批評

### EXTERNAL PRICE の研究）

總評するにダンピング禁示法は商取引の慣例を考慮して取引の實際を害せざるに勉めたる點に於ては間然する所無きが如きも、事實に於ては今日の歐洲諸國の如く通貨價値の下落せる國より合衆國の如き通貨價値の高き國に對してダンピングを行ふ事は極めて稀にして、多くの場合は却つて其反對に輸出價格は本國の市價よりも高價なるを普通となす。之れ爲替相場の暴落を利用すれば、本國市價よりも遙に高き價格を以て輸出しても尙通貨價値高き國の商品と競爭するに充分なればなり。

例へば、獨逸の如きは最も巧に此點を利用して輸出價格を取り得る限り高め、得たる餘剩は輸出稅或は利得稅の形式を以て國庫に吸收するの政策を取れり。

其輸出價格の限界點を決定するものは所謂External Price の研究にして、現在の事實を見るに、米國の FEDERAL RESERVE BOARD の物價指數に據るに、千九百十三年の平均指數を百としたる時の千九百二十一年五月現在の米國物價指數は百四十二なり。然るに之と同一の期間內に於て、紐育の伯林宛爲替相場は二十四仙

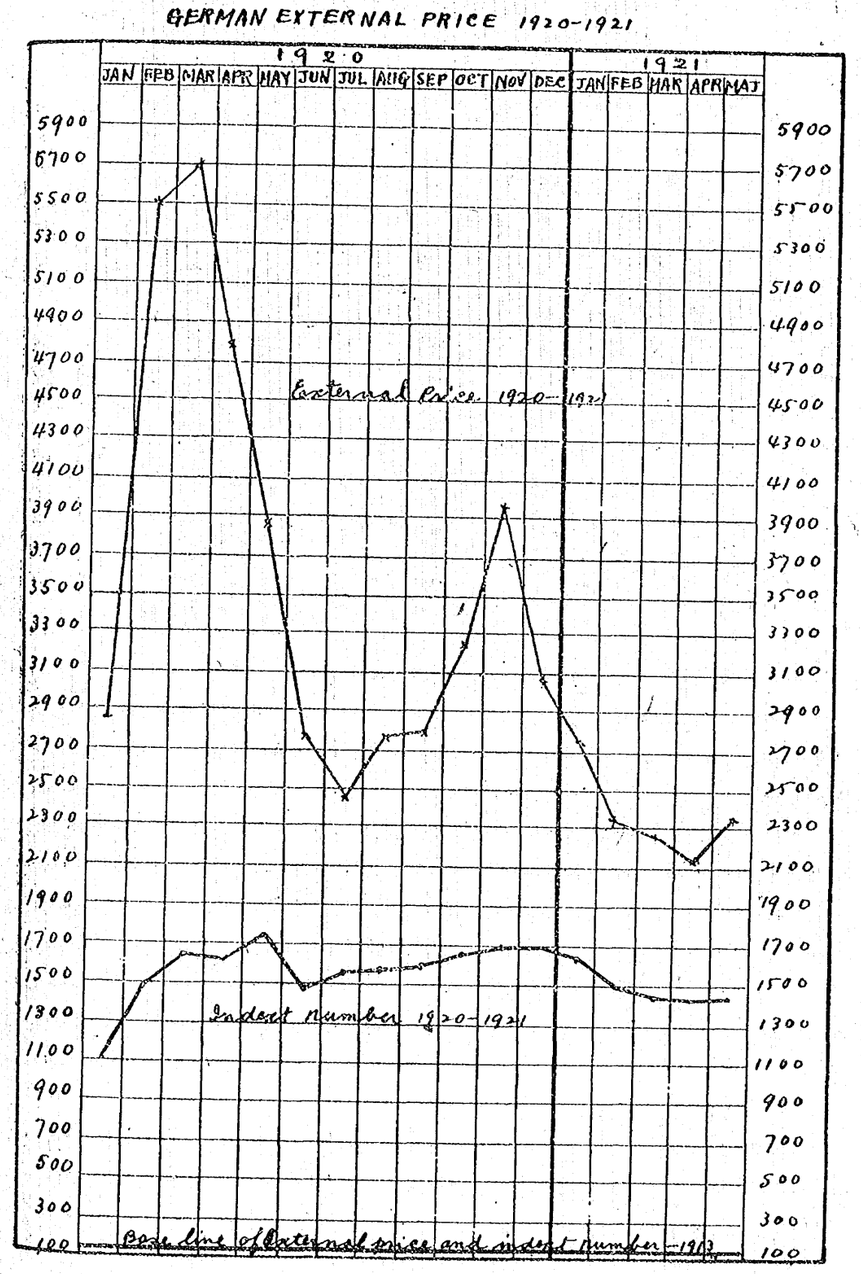


より一仙五分の二に暴落し居るを以て、若し前記の米國物價指數を馬克にて表すとすれば千九百十三年の平均を百としたる時千九百二十一年五月現在の物價指數、即ち獨逸の米國に對するExternal Price は實に二千四百三十二の高きに達し居れり。

然るに之に對して獨逸自國内の物價指數は"Frankfurter Zeitung"の指數表に據りて、千九百十三年を百とすれば千九百二十一年五月現在の指數は千四百二十九なり。

換言すれば獨逸の現在の Internal Price は戰前の十四倍なるに對し、External Price は戰前の二十四倍にして、其間に約七割の間隔あり。

右兩價格の間隔は、(一)爲替相場(二)米國の物價、(三)獨逸の物價、の三要素の變動に由り常に移動し、千九百二十年一月以後今日に至る間に次の如き變化を經過したり。

前頁の圖に就て見るに、千九百二十年中、三月並に十一月に於て獨逸の External Price の曲線は二回大なる三角頂に達したるを知るべし。即ち同年三月は獨逸宛爲替相場暴落の極點にして紐育の伯林宛參着相場は一時一仙迄下落したれば、若し斯の如き場合を以て米國に輸出する價格を決定し得るとせば、獨逸内地に於ける市價と輸出價格との間には約二十五割の差を設け得べき筈なり。

然れども、實際に於てはかゝる非常の變動は却つて人心の不安を買ひ、之に基きて價格を決定する者は皆無と稱しても可なるを以て之を標準と爲す事難しと雖第二の波濤たる七月より十一月に至る曲線は千九百二十年の貿易史中最も記憶すべき現象にして、七月以後漸次下落したる爲替相場の變動が極めて規則正しく進行したる爲、獨逸商品の米國輸入を有利ならしめ、其

結果獨逸商品の競爭者たる日本並に米國內地の生產品が其注文の大部分を獨逸に奪ひ去られたるは主として此期間に存す。斯の如く External Price と Internal Price との間に隔段の相異ありて之を利用して有利なる貿易を爲し得る限り、獨逸は必要以外に輸出價格を低減するの理由を知らざるなり。

稍枝葉に亘れ共、實際米國商人が獨逸より仕入つゝある價格に依りて二三實例を引用すれば更に明瞭なり。

米國關稅委員會は左の如き報告を議會に提出し居れり。

Louis Wolf & Co 報告（註六）

| | 戰前仕込價格 | 1921年仕込價格 | 騰貴率 |
|---|---|---|---|
| Fine Jointed Dolls Dz. | $ 18,58 | $ 28,61 | 54 % |
| Jointed Dolls Dz. | 5,11 | 9,58 | 87 % |
| Imitation-Kid Dolls Dz. | 2,88 | 7,42 | 192 % |
| Dressed Dolls Dz. | 1,14 | 2,08 | 82 % |

（註六）Louis wolf &Co は獨逸人形の輸入卸賣商として紐育第一流の會社なり。

Mr. Otto Fix（註七）報告

| | 戰前通關價格 | 1921年通關價格 | 騰貴率 |
|---|---|---|---|
| Harmonica #1 Dz. | $ 2,16 | $ 4,56 | 111 % |
| Harmonica #2 Dz. | $ 3,13 | $ 9,00 | 187 % |
| Harmonica #3 Dz. | $ 4,30 | $14,40 | 235 % |

（註七）Mr. Otto Fix は紐育稅關上級檢査官にして現在特に任命を受けて Comperative Vaulation report Bureau の特別委員たり。

| | 戰前通關價格 | 1921年通關價格 | 騰貴率 |
|---|---|---|---|
| Wool Cloth #1 | $ .655 | $ 1 280 | 95 % |
| Wool Yarn #2 | .714 | .946 | 32 % |
| Cotton Yarn #3 | .476 | 1.024 | 115 % |
| Cotton Hosiery #4 | 2.000 | 3.680 | 80 % |
| Cotton Laces #5 | .35 | .64 | 83 % |
| Cotton Laces #6 | .41 | .69 | 70 % |

即ち獨逸內地の物價は馬克を以て計れば戰前の十四倍なれど、其間馬克其物の相場が十五分の一に下落し居れるを以て、米貨を以て之を計れば結局獨逸內地の物價は戰前と略同一なるべきに、此表に據つて見るに、米國への輸出價格は決して一般の信ぜるが如く低廉に非ず、十割乃至二十割の騰貴を示し、米國市價の騰貴率と略均衡を保ち居れるを知るべし。

# 經濟史研究に就いて（三）

野村兼太郎

## 六

再びアシュレー教授の論ずるところに歸つて、經濟史研究に必要なる前提を述べよう。

「今や更に最後に經濟史其のものに就いて述べるに先立つて、其の前途を十分に開くところの二つの批判が存する。即ち第一に『經濟學說に相當の親みを有することが歷史家の領分內に這入るやうな產業現象を觀察するのに必要である。』(3) と云ふことを主張する。余がすでに以前に假定せる熱心家に助言して、經濟學說に對して相當の親みを得ることから始めるやうに勸めたことは御記憶のことゝ思ふ。然し乍ら余は主として現在の意見に於いて、人間自身に對する正義の觀念からなしたことを自白しなければならない。理論的經濟學は英米に於ける多くの教師の支持に依つて、非常に勢力があるから、彼が彼自身の爲めに正しく判斷することが出來れば兎も角、さもなければ潮流に對抗することは殆ど正當でないだらう。――殊に若しも教師としての其の職業的見地が兎に角含まれて居るなら更に正しくない。然し經濟學說が歷史家に對して及ぼす實際的效果に關する範圍に就いて云へば、余は使用される言語の多くが不必要に大規模であると思ふが、特に研究に最も必要なるある時期に適用する時さう感ぜざるを得ないのである。同じ著者(ケーンス)は云ふ。『各々の場合に於いて直接の證據を以つて實際に吾人に與へ